

広島県告示第八百四十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和四年十一月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称	住 所	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
鈴木 健司	福山市	福山市沼隈町大字中山南字有国平三三六八番	二、四六五
株式会社ノーサイド	三次市	三次市吉舎町檜字見口五五九番	二、五三五
株式会社ノーサイド	三次市	三次市甲奴町梶田字友森沖七一八番	一、〇四二
藤谷 祐司	三次市	三次市下志和地町七七六番二ほか二筆	五、七六一
藤谷 祐司	三次市	三次市下志和地町七八〇番五ほか一筆	四、四五六
株式会社vegeta	庄原市	三次市向江田町三六四三番一	四六二一
農事組合法人ふれあいファーム戸野	東広島市	東広島市河内町戸野字朽木七一七番一ほか二筆	一二一〇

二 認可年月日

令和四年十一月九日